

法人かまた 第429号 平成23年5月1日発行（毎月1回1日発行）平成4年12月11日第三種郵便物認可

# 法人かまた

**THE MONTHLY KAMATA NEWS No.429**

2011.  
05



六郷水門(その2) / スケッチ 山下雄平

<http://www.houjinkai-kamata.jp/>

## CONTENTS

- 散歩道／(株)松島商工・松島 巖……………1
- 法人会コーナー ……………2～4
  - ◆平成22年度第3回理事会開催
  - ◆法人税申告書の書き方講座
  - ◆源泉税講座
  - ◆平成22年度支部別会員加入状況
- 銀行の融資判断のポイント……………5
- 税務ニュース ……………6～7
- 震災による休業の取扱い……………8
- 経営時評／疋田文明……………9
- Take Five／宮下裕行 ……………10
- 私のすすめる店／読者のひろば ……11
- デスクサイド／都税だより……………12

### 5月の予定

#### 行事関係

5月9日(月) 13:30～ ● 簿記講習会⑤	法人会館4F
5月10日(火) 14:00～ ● 源泉税講座	法人会館4F
5月11日(水) 13:30～ ● 簿記講習会⑥	法人会館4F
5月12日(木) 16:00～ ● 青年部会第31回通常総会	プラザ・アペア
5月12日(木) 14:00～ ● パソコン講習会①	法人会館4F
5月13日(金) 14:00～ ● パソコン講習会②	法人会館4F
5月13日(金) 14:00～ ● 健康セミナー	大田区産業プラザ6F会議室
5月17日(火) 13:30～ ● 簿記講習会⑦	法人会館4F

#### 行事関係

5月19日(木) 15:00～ ● 女性部会第26回通常総会	プラザ・アペア
5月20日(金) 13:30～ ● 簿記講習会⑧	法人会館4F
5月23日(月) 13:30～ ● 簿記講習会⑨	法人会館4F
5月24日(火) 13:30～ ● 決算法人説明会	消費者生活センター2F
5月25日(水) 15:00～ ● 第37回通常総会	インターコンチネンタル東京ベイ
5月27日(金) 13:30～ ● 簿記講習会⑩	法人会館4F
会議関係	
5月17日(火) 16:00～ ■ 広報委員会	法人会館6F



### 表紙スケッチについて

この六郷水門の景色は、多摩川の下流を代表する場所の一つではないでしょうか。

もっと早くに、描きたいと思っていましたが、ここは多くの方が絵にし、写真も撮っています。

そのことを知っていたので、天の邪鬼な性格から、今まで避けていました。

実は、9年前にもこの水門の船溜まりを描いたことがあります。

その時も、あえて裏側(?)の船溜まりを描いた次第でした。

水門完成は昭和6年ですから、80年が経ちました。

丸みをおびたレトロな形が、私は大好きです。

# 散歩道

(株)松島商工

代表取締役

松島 巖氏

もあつた。

## 息子さんの経営参画

「二人の息子も一緒に頑張ってくれています。長男は「トラスコ中山」という会社に勤務し、プロツールの販売で、仕事が面白くなってきた時期で

したが、その会社を退社し、次男は池上でイタリア料理店を経営しておりました。私の仕事が忙しくなり閉店、二人とも私の片腕として経営に参画、取引先も二百社を超えるなど、業容も一挙に拡大しました。

昭和五十六年、法人化し、五階建ての現社屋を購入。これを記念して、蒲田駅ビル八階にて顧客一〇〇名をお招きし盛大に披露パーティを執り行いました」。

## 業界の先行き

「日本の物づくり産業は自動車をはじめ建設機械、産業機械、工作機械等が飛躍的に進展してきました。これらの産業が進展する限り私共の仕事はなくなるまいでしょう。現在は、何でも安ければ良いという風潮で、デフレ傾向にあります。日本の機械工具は品質が優れ、中国やタイから仕入れに見える程です。今後とも機械工具の開発に努め、取引先のご要望に対応して参ります」。

体重八十キロと大柄の松島さん、一見柔道家を思わせる風格。人の和

を第一にする松島さんの表情は何時も、そして誰に対しても、大変人なつこく、穏やか。上唇の上に薄く線をひいたような髭があり、松島さん人格形成に大きな役割を果たしている。

仲間が四、五人集まり、談笑すると必ずこの髭の松島さんが輪の中心となる。必然的に業界や、町会の役員に推される。

## お酒とゴルフ

松島さんの趣味は「学生時代はバスケットや陸上競技をやっていました。趣味の域を出ません。今はもっぱらゴルフ一筋です。年間五、六十回、得意先や親しい仲間と千葉方面に出掛けます。

お酒は大変好きです。カラオケはあまりやらないので、美味しいものを食べさせてくれるお店によく行きます」。

## 鰻が好物

好きな食べ物は「鰻で、この辺りは鰻が美味しいんです。店先で蒲焼きの煙を嗅ぐと理性を失い、体重と相談します」。毎月一回病院に通い、検診の後心電図、尿、血圧、血液検査をして薬をもらう。

家族構成は奥さん、二人の息子さん、長男の嫁さん、お孫さん。「己を知り、分相応にやる。出過ぎたことはやらない。人の和が大切」。これが松島さんの処世訓である。

松島さんは謹厳実直という言葉がぴったりと当てはまる人である。仕事に関しては行動力ある開拓者。フットマンであり、ソフトムードを身辺に漂わせているが、これが松島さんの魅力であり、かつ仕事の上での利器ともなっている。

六人兄弟の五番目に生まれ、昭和四十一年群馬県から上京。十年間の会社勤めを経て、五十一年機械工具の販売会社を設立。

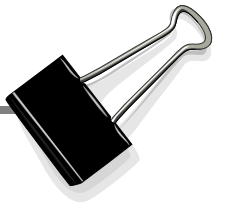
## 機械工具の販売で独立

全身これ己の信念と根性一筋で幾多の辛酸をなめ、時代の激流と戦いながら、今日の松島商工を築き上げてきた。「独立時は子供たちが生まれたばかりでしたので、同業者である家内の手は借りられず、自分一人で新規顧客の開拓から、納品、請求書の作成、集金と一人四役をこなし、半年後によりやく事務員を採用することが出来ました。取引先も当初の二十社程から一年後には百社以上になり、さらに社員を増やしました」。

## 業務内容

京セラ、三菱マテリアル、不二越、サンドビック、タンガロイ各メーカーの特約店として切削工具を中心に活動。その他測定計測機器、工作機工具、電動工具、機械工具等の総合商社として業容を拡大。特に、切削工具の取り扱いが売上げの三十%を占め、エンドミルの売上げが、東京で一位、全国で四位に入った時期





平成22年度

# 第3回 理事会開催

平成二十二年度第三回理事会が三月十六日（水）プラザ・アペアにおいて開催した。理事会は渡邊会長の挨拶、来賓の蒲田税務署清宮署長のご挨拶をいただき議事に入った。



挨拶する渡邊会長と清宮署長

## 審議可決及び検討事項

### 1 公益法人制度改革について

〈当会の対応〉

当会は、昨年六月十五日に赤坂見附総合事務所とコンサルタント契約を結び、十二月及び三月に正副会長・総務及び組織正副委員長・青年及び女性部会長をメンバーに公益法人制度検討委員会を開催。公益認定後の定款変更等について検討、承認された。今後、五月二十五日の第三十七回通常総会で移行申請の決議採択し、年度内に申請予定となった。

(2) 平成二十三年度支部活動について

イ・役員会（支部又はブロック開催）

ロ・会員増強役員会（ブロック開催）

※担当副会長・支部長・組織担当役員（又は副支部長）が出席。

ハ・特別ブロック役員会

※担当副会長及び各支部長が出席

ニ・税務研修会（特別ブロック開催）：八回

※講師：署（原則）

※事前に特別ブロック役員会を開催し、開催日、研修会詳細等を検討。

※参加対象 会員並びに非会員

ホ・税務研修会（支部またはブロック開催）

※講師：署（原則）

※参加対象 会員並びに非会員

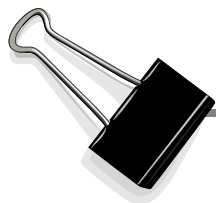
ヘ・会員親睦事業（ブロック開催）

※事前にブロック役員会を開催し、開催日、研修会

### 2 支部活動について

(1) 平成二十二年度支部活動

状況



## （東日本大震災義援金について）

3月11日（金）に発生した東日本大震災で亡くなられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

社団法人蒲田法人会では、全国法人会総連合を經由して被災地の県連へ20万円を寄贈、また東京法人会連合会を經由して日本赤十字社へ、各法人会が一律10万円を寄贈致しました。

また、今後当会が開催する特別講演会、チャリティー寄席などの際にも募金活動を予定しております。

は、各行事の実績払い。  
平成二十三年年度の支部活動費  
（1）事業補助金  
イ・税務研修会（支部またはブロック開催）

### 〈平成二十三年年度支部活動費について〉

ト・社会貢献事業（ブロック又は特別ブロック開催）  
（例）講演会・講習会：  
救命講習会（人工呼吸・AED）・防犯対策講習（セキュリテイ）・健康セミナー（メタボ・生活改善・健康体操）など  
環境活動：  
清掃活動（駅周辺・多摩川河川敷）・植樹による緑化推進など

（1）役員名簿作成について  
（2）総会委任状取りまとめのお願いについて

4

その他

3

役員改選について

平成二十三年度は、役員改選期に当たります。今回の役員改選は従来どおりの方法で実施する。定款の理事数は、八十名以上九十名以内。監事は三名以内。

ロ・会員親睦事業（ブロック開催）  
ハ・社会貢献事業（ブロック又は特別ブロック開催）

## 法人税申告書の書き方講座

【日時】2月18日、25日 3月7日、10日

【会場】法人会館4階会議室

【講師】蒲田税務署 法人課税第1部門  
西村上席調査官

【テーマ】法人税申告書の仕組み、別表一、四、五の関係 役員給与 減価償却費 交際費等 寄附金 税額の計算等

具体例を交えて法人税申告書の書き方についてわかりやすく説明いただきました。

【出席者】延べ57名



西村上席調査官

## 源泉税講座

【日時】3月23日（水）

【会場】法人会館4階会議室

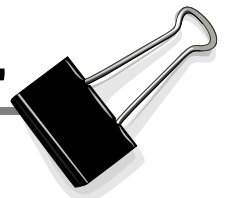
【講師】蒲田税務署 法人課税第2部門  
緑川上席調査官

【テーマ】退職所得・報酬料金について  
退職所得の源泉徴収方法や計算の仕方、報酬料金の源泉徴収について基本的な事柄を例題を交えてわかりやすく説明いただきました。

【出席者】12名



緑川上席調査官



平成22年度支部別会員加入状況 (H23. 3. 31現在)

支 部 名	加 入 率 (%)	
	平成21年度	平成22年度
中 央 1	49.2	50.9
中 央 2	27.5	29.1
中 央 京 浜	34.2	35.9
中 央 蒲 田	36.2	35.6
蒲 田 2 丁 目	29.1	29.7
蒲 田 3 丁 目	38.2	37.9
中 央 南 1	35.1	33.1
中 央 南 2	26.9	27.4
蒲 田 本 町	38.0	39.4
東 蒲 1	38.1	40.2
東 蒲 2	56.9	60.4
南 蒲 1	38.9	38.9
南 蒲 2	41.1	40.5
南 蒲 3	54.1	50.9
西 蒲 田 1	35.8	38.9
西 蒲 田 1 丁 目	25.0	24.6
西 蒲 田 2・3 丁 目	27.3	30.2
西 蒲 田 4 丁 目	30.1	27.0
西 蒲 田 5 丁 目	43.0	37.3
西 蒲 田 6 丁 目	35.6	35.8
御 園 7 丁 目	26.6	28.8
西 蒲 田 8 丁 目	33.1	31.9
西 口 商 店 街	51.6	53.6
新 蒲 田 1 丁 目	28.4	26.7
新 蒲 田 2 丁 目	29.2	28.4
新 蒲 田 3 丁 目	39.5	38.2
東 六 郷 1 丁 目	54.9	57.1
東 六 郷 2 丁 目	63.1	64.2
東 六 郷 3 丁 目	56.7	58.9
西 六 郷 1 丁 目	51.1	52.3
西 六 郷 2 丁 目	42.9	42.5
西 六 郷 高 畑	46.2	46.4
南 六 郷 1 丁 目	36.3	37.0
南 六 郷 2 丁 目	36.1	35.4
南 六 郷 3 丁 目	43.4	38.5
仲 六 郷 1・2 丁 目	30.1	27.3
仲 六 郷 3 丁 目	34.7	32.8
仲 六 郷 4 丁 目	48.1	46.7
東 糀 谷 1	60.7	57.0
東 糀 谷 2	38.9	36.7
東 糀 谷 3	46.4	45.3
東 糀 谷 4	40.4	38.4
西 糀 谷 1	49.2	47.7
西 糀 谷 2	31.9	31.3
西 糀 谷 3	40.8	37.2
西 糀 谷 4	44.6	45.7
北 糀 谷	48.5	48.2
下 丸 子 1	38.1	34.1
下 丸 子 2	32.4	32.7
下 丸 子 3	46.1	47.2
下 丸 子 4	27.1	25.7
東 矢 口	27.4	25.5
矢 口 1	39.1	42.2
矢 口 2	50.0	50.8
矢 口 3	50.3	47.9
矢 口 4 - 1	26.2	26.3
矢 口 4 - 2	40.0	44.2
矢 口 5	36.4	33.0
矢 口 6	27.5	29.1
萩 中 1・2 丁 目	57.0	52.3
萩 中 3 丁 目	46.9	46.7
本 羽 田 1 丁 目	52.1	49.6
本 羽 田 2 丁 目	43.4	40.0
本 羽 田 3 丁 目	40.4	38.5
羽 田 1	28.5	28.6
羽 田 2	36.9	36.1
羽 田 旭 町	45.3	41.8
平 均	41.9%	42.5%



# 銀行の融資判断ポイント

未来事業(株)専務取締役  
エグゼクティブコンサルタント 奥山 孝司

金融環境が悪化している現在、銀行の融資判断も当然厳しいものとなってきています。

しかし、銀行も融資をしなければ利益を生み出すことはできません。厳格な審査の結果優良な融資先であると判断されれば、融資は受けられるはずで

す。銀行が融資判断する際のポイントは以下の通りです。

## 1 財務内容はどうか

銀行の最大の関心は、融資した資金が必ず返済されるかということです。

そのため、銀行は融資先の事業内容について、事業計画書、経営者へのインタビュー、実地調査等により徹底的な融資審査を行い、

融資判断を行います。

その際、金融機関が重視する項目の一つは、言うまでもなく財務内容です。

毎期安定した収益を確保しているか、借入過多ではないか、実質債務超過に陥っていないか等、あらゆる角度から融資判断を行います。

## 2 資金使途は妥当か

銀行に融資の申し入れをした際に必ず確認されるのが、資金使途です。

この資金使途を明確に説明することができるか否かが、融資を受けられるかどうかの分かれ道となります。

資金繰りが厳しいという説明のみでは銀行の理解を得ることはできません。

資金繰りが厳しい理由は何なのか、企業側に問題があるのか、確認をする必要があります。

## 3 保全状況と返済計画

銀行が最も求めるのは、融資金の確実な回収です。

そのため、返済計画の妥当性が融資判断において、最も重要視される事項の一つとなります。

事業計画書の内容とも矛盾しないように、実行可能性の高い返済計画を提示する必要があります。

銀行にとって、返済計画を補完するものが担保です。銀行は財務基盤が脆弱な企業であるほど、返済計画ができない場合の備えとして、担保提供を求めます。

しかし、最近の傾向として、実行可能性の高い返済計画そのものを担保と考える銀行が増えていきます。つまり、それほど最近の銀行は返済計画(事業計画)を重視しているのです。

## 4 事業計画書の作成

融資が認可されるのか否かは、経営者が提示する事業計画書が大きな意味を持つこととなります。事業計画書の作成のポイントは、以下の通りです。

1) 実態を描く

銀行は保守的な事業計画書を好みます。作成した計画書が「絵に描いた餅」であることが露呈し、銀行の信用を失った企業が資金調達できるはずもないのは言うまでもない。

2) わかりやすく客観的に事業計画書作成のもう一つのポイントは、銀行の担当者から融資について稟議を上げる際、決裁者に説明し易いものを作成することで

す。例えば、専門用語を並べたような事業計画書は、一見見栄えは良いのですが、決裁者に不親切な印象を与えてしまいます。

また、事業計画書は客観的である必要があります。

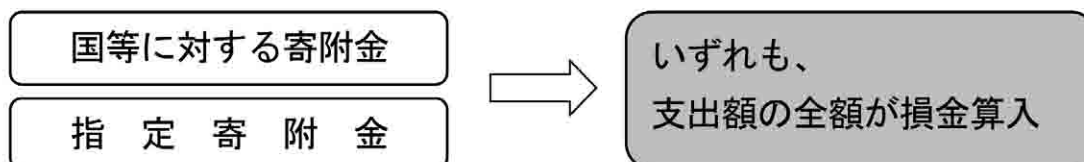
この点、経営者だけで作成した場合、長年の経験に基づく経営判断の根拠を資料として表現することに慣れていないため、主観の部分が強くなってしまうがちです。例えば、社内で「事業計画策定プロジェクトチーム」を作り、社員の意見をとり入れることで、事業計画書の客観性は高まりま

すし、社員のモラルアップにも貢献します。

最後に忘れてならないことは、事業計画書を作成することが目的ではないということです。策定した事業計画を定期的にモニタリングし、その実行状況について銀行に報告を行うことで、銀行の信頼はさらに高まり、次回以降の円滑な資金調達につながります。

## 2. 法人が義援金等を寄附した場合の取扱い

法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。（法法 37③）



「国等に対する寄附金」には次の①、②、③又は⑤に掲げる義援金等が、「指定寄附金」には次の④に掲げる義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号）として直接寄附した義援金等
- ⑤ 募金団体を經由する国等に対する寄附金

（注）①から⑤は、「1. 個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い」に記載した①から⑤と同様です。

## 3. 義援金等を寄附した者が、寄附金控除（個人の方）又は損金算入（法人）の適用を受けるための手続き

所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類（例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

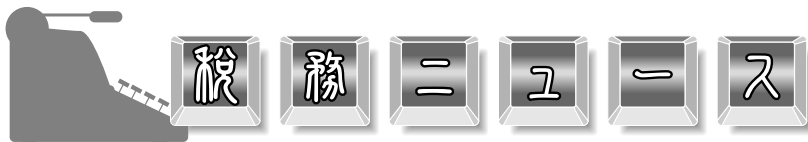
法人税：確定申告書の別表 14 (2) 「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

（注）日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄附を郵便振替で行った場合には、郵便窓口で受け取る半券（受領証）をもって寄附したことを証する書類として差し支えありません。

（注）上記の内容は、平成 23 年 3 月 18 日現在の法令等に基づいて作成しています。

### ◆◆ 問合せ先 ◆◆

この内容について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

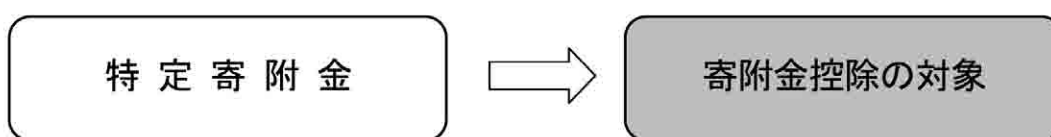


## 東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等を支出した場合の税務上の取扱いは、次のとおりとなります（義援金等の寄附先によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。）。

### 1. 個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い

個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。（所法 78①②）



▽ 特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることとなります。

$$\left( \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄} \\ \text{附金の額の合計額} \end{array} \right) - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注）特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

「特定寄附金」には、例えば、次に掲げる義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号）として直接寄附した義援金等
- ⑤ ①から④以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの（以下「募金団体を経由する国等に対する寄附金」といいます。）

#### ☆ 東北地方太平洋沖地震に係る義援金等を募集する募金団体の方へ

募金団体が受ける義援金等が、最終的に国や地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認できれば、上記⑤の「募金団体を経由する国等に対する寄附金」に該当するものと取り扱われます。具体的な確認事項、確認手続き等については、「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について（事務運営指針）（平成 14 年 2 月 25 日課法 2-3 ほか）」を参照の上、最寄りの税務署の法人課税部門又は個人課税部門にご確認ください。

# 震災による休業の取扱い

今年の三月十一日に東北地方太平洋沖地震があり、被災されました皆様、心よりお見舞い申し上げます。

地震・津波及び福島原発事故の影響で、東京においても様々な理由により従業員を休業させた場合、給料をどのように取扱うか問題になっています。労働基準法においては「事業主の責に帰すべき事由により休業する場合においては、休業手当（平均賃金の60%以上）を支払わなければならない」と規定されて



特定社会保険労務士

伊原 毅

(いはらたけし)

【経営理念】中小企業において経営者・従業員双方にとってよりよい企業環境を創造し、人的資源を有効活用できるように一緒に考え、企業繁栄の一助となること。「経営者のよき相談相手」が私の仕事と思っています。

■社会保険労務士 伊原毅事務所

- 東京都社会保険労務士会理事
- 東京都社会保険労務士会大田支部支部長

います。

まずは、電車の運休及び計画停電により休業させた場合です。

今回の震災による休業が、「事業主の責に帰すべき事由か、否か」が判断要素です。基本的には、

- 1・その原因が事業の外部より発生した事故であること
- 2・事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしても、なお回避することができなかつたこと

から判断し、事業主の責に帰すべき事由でなく、休業手当を支払う義務はありません。

但し、具体的に見てみると、

- 電車の運休の場合、運休路線の以外の人又は電車通勤していない人を休業させたとき
- 計画停電の場合、停電になっても業務に支障が生じない部門の人を休業させたとき

は、前記に該当せず、休業手当の支払い義務が生じます。これも、「該当者以外のみを働かせたことが企業経営上著しく不適当と認められる場合は、休業手

当を支払わなくても法違反とはならない」と通達が出ています。要は、ケースバイケースで判断されます。

次に道路事情、被災企業による原材料、製品不足による休業の場合です。

基本的には上記の「1、2」に該当する場合は、休業手当の支払い義務はありませんが、その該当の有無の判断は、具体的に「取引先への依存の程度」「輸送経路の状況」「他の代替手段の可能性」「震災発生からの期間」「事業主の休業回避努力の有無」などから総合的に勘案されます。

労働基準法において休業手当の支給義務がなければ、それで大丈夫かといえますと、まだ確認する事項があります。それは、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行において規定されている又は支払われていたケースがあるか。御社の就業規則を確認してみてください。特別休暇又は独自条文に罹災休暇及びその際の賃金支払が規定されていますか？規定があればそれに従い給料補償をしなければなりません。

せん。私の作成した就業規則には特別休暇条文に「(天災事変等により) 会社が必要と認めるとき」と規定することが多いのですが、この場合は会社の任意事項ですので、問題はありません。

休業手当等給与補償が会社に義務がなければ、どのようにすればよいでしょうか？ケースにより取扱い異なります。もし、長期に断続的な休業が必要な場合は、休業手当を支給することにより、雇用調整助成金が受給できる可能性があります。詳細は最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。（被災により損壊の場合は、激甚災害の特例の雇用調整助成金があります）また、事業再開まで長期休業が必要な場合は、従業員に失業給付を受給してもらうこともひとつの方法です。

様々な取扱いがありますが、従業員に不利益を与えないように留意し、もし給与補償する場合には、慣行とせず就業規則その他に基づき行うことをお勧めいたします。

## 仕事を任せ、見守ることで人材育成

明治六年生まれの小林さんが活躍したのは大正初期から終戦直後までだ。

小林さんの時代には、重

前回は、「やる気を阻害する上司」の存在を問題視したが、サラリーマンがやる気をなくす要因は、上司だけではないことはいまでもない。会社の制度（報酬も含めて）に問題があるケースも多い。とりわけ気をつけたいといけないのが、アウトプット中心の成果主義だ。成果主義を見直し、仕事を与えることで人材は育つと考えたい。

### 成果主義に問題あり

筆者が、敬愛し教えを請う経営者の一人、マブチモーターの馬淵隆一会長は、成果主義について、次のように警鐘をならしている。

「かつての私は、良心にだけ任せたら、世の中はうまくいかな



経営ジャーナリスト

足田 文明

いのではないかと考えていました。だからこそ、成果主義を導入したわけです。しかし、成果主義だけで本当に問題が解決するのかと考えたときに、むしろ逆になるのではないかと思えるようになってきたのです。成果主義ではアウトプットができていない人は評価され、できていない人は駄目だとなってしまふ。しかし、適材を適所に配属した上で評価しているのかどうかという問題があります。本人の適性を無視して仕事をさせて、『駄目だ、駄目だ』と低い評価で腐らせて、余計やる気を失わせているケースが多いのではないのでしょうか。成果の出せない人間は駄目で、抱え込んでいてもしようがないから、辞めてもらえという一種諦めがありますが、それが間違いだと思えます。結局、いまの成果主義は、駄目な人間をつくるシステムなのです」

成果主義は本来、やる気を引き出すための制度だったはずだ。それが、アウトプットを重視しすぎたために、やる気を失わせているとすれば本末転倒もいとところなのだが、その事実

気付いていない経営者が多い。多くの経営者は、人材育成を課題に掲げるが、現実には、「やる気を阻害している」という、育成以前の問題を抱えているのだ。筆者は、この問題の解決なくして、「活かし、育てる」ことはできないと考えている。

「やる気」の話は、これぐらいにして、ここからは、「人を活かし、育てる」ためには、どうすればいいのかについて話をすすめていく。

### 小林三三の人材育成に学ぶ

筆者は、阪急・東宝グループの創始者、小林三三さんの、「重い責任を自覚させた上で重用する」との考えが、参考になると考えている。

小林さんは、阪急電鉄（創業時は、箕面電気軌道）を手始めに次々と会社を起こし、そのほとんどの後継社長に、自ら育てた人材を登用したが、後継者がいなくて苦労したことはないという。そんな小林さんの人材活用論だけに、大いに参考になると思うが、これをそのまま現在に応用することには無理がある。

「見守ってあげないと育たないようなひよわな人材では困る」との声が聞こえてきそうだが、それが現実だと理解してほしい。いまは、学校でも家庭でも、きつく叱られた経験が無く、責任を問われることのない生活を送ってきた人間が圧倒的に多いのだ。いくらでも新しい人材を採用できる企業ならいざ知らず、いまいる人間をなんとか育てたいと思うのなら、任せて見守ることを厭わないでいただきたい。



### 宮下 裕行

(みやしたひろゆき)

【著者略歴】愛知県名古屋市出身。中央大学法学部卒業後、東京国税局調査部、国税広報室広報係長、資料調査課主査、同国際調査専門官、同総括主査、保土ヶ谷税務署副署長、特別国税調査官等を経て、現在、税理士。東京地方税理士会税法研究所研究員（法人税担当）  
【主要著作】「新時代の法人税調査の着眼点」、「最新法人税調査の傾向と対策」、「その時どうする実務家のための法人税」（いずれも（財）大蔵財務協会）「国税速報」、「週刊税のしるべ」（いずれも（財）大蔵財務協会）、「月刊税理」、「旬刊速報税理」（いずれもぎょうせい）等にも執筆



(その3)

源頼朝が征夷大將軍となり、武家の棟梁として武家政権を整えていく草創期に活躍する鎌倉武士は、「御恩と奉公」を生活の規範としていました。

この考え方には、一坪でも多く土地を得たい、もしその土地を奪おうとするものがあればこれと命がけで争う、とした土地至上主義の価値観が背景にあり、征夷大將軍によって権威付けられた鎌倉政権は、その至上の価値を持つ土地への支配権を認められました。

となりませぬ。農民を徴兵できる権利と、この徴税権の確保こそが「御恩」の源といっても過言ではないかもしれませぬ。

るだろう、泣き度いこともあるだろう、これらをじつとこらえてゆくのが男の修行である」という言葉の紹介の後で、男の修行に關連して、広報にかかわる者の心得を説いた言葉についてです。

●法人かまた 10

### 御家人

でも土地に至上価値を置くといっても、単に所有しているだけでは実効がありません。当時の武士には「御恩」の見返りに「奉公」がありますから。

「御恩」と奉公」で考えられている「奉公」は、個人である「鎌倉殿」に対してのものでした。

奉公が社会に対する奉仕であるとし、その社会に対する奉公が広報の基本だとすれば、広報は、その社会的役割を認識して行われる必要があります。税務における広報も、当然その役割を担うこととなります。

### 広報

「奉公」には、いざ鎌倉、に代表される軍役のほかに、京都大番役、鎌倉番役といった警護の任もあります。しかし、その軍役や経済的な負担はすべて各々の武士が負担します。それは、その「奉公」が「御恩」に対する見返りだからです。

それは、山本五十六連合艦隊司令長官の「苦しいこともあるだろう、云い度いこともあるだろう、不満なこともあるだろう、腹の立つこともあるだろう、泣き度いこともあるだろう、これらをじつとこらえてゆくのが男の修行である」という言葉の紹介の後で、男の修行に關連して、広報にかかわる者の心得を説いた言葉についてです。

現在、税務における広報はその役割を念頭において行われている、といわれています。今後の税務における広報活動に期待したいものです。

当然にその財源が必要になります。その財源が土地です。土地から上がる収穫物です。土地への徴税権は必要不可欠なもの

「御恩と奉公」は、そんな当時の武士の、長年の思いを保証してくれたことへの感謝の念と、その見返りとしての奉仕義務、といえるでしょうか。

「御恩と奉公」で考えられている「奉公」は、個人である「鎌倉殿」に対してのものでした。

# 私のすすめる店

## スリープ あいち ショップ (株)愛知蒲田店

■ 場所：大田区蒲田5-26-7  
 ■ 電話：03-3731-2744  
 ■ 営業時間：10:00~19:30  
 ■ 定休日：火曜日



人生の1/3以上を占めるといわれる睡眠。それにより仕事も気分も大きく影響されてしまいますね。出来るだけ快適に眠りたいものですが、皆さんそれぞれに好みがあると思います。

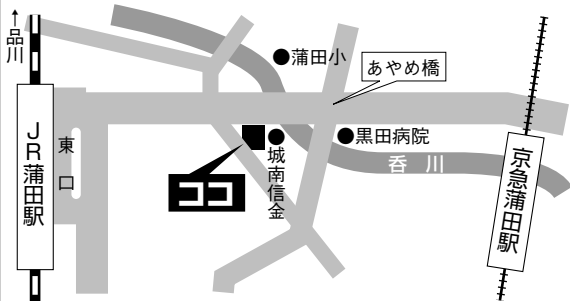
そんな大切で千差万別の睡眠を寝具の面からサポートしてくれるのが、蒲田東口商店街スリープショップ「あいち」さんです。ふとんはもちろん、枕や他の品揃えも充実していて、お客様の希望に合う商品を提案してくれます。

ぜひ、お気軽にお立ち寄りください。

余談ですが、闘病中のおばに送った、真綿をいれた絹の掛けふとんは、軽さ・あたたかさ肌触りともに最高でした。もしかして昔の殿様のふとんは、こんな感じ？などと思いました。

オーダーも可能なので、ぜひご利用ください。

〈高野和夫 記〉



## 読者のひろば へ短歌

### 川のほとり

下丸子二支部

佐々木由紀子

「波濤」同人

指の色それぞれ違ふ靴下をはきて  
 厨に心のはづむ

鴨川のほとりの茶屋に入り日さし  
 襖の桜白ひ立ちたり

拝観を許されて見る知恩院天井絵  
 迦陵頻伽かりようびんがの声を聞きたり

巻き尺を戻してまたも引くやうに  
 生き直さむか新たな生を

霜をおく朝の川の辺尺八に  
 あはせて追分唄ふ人あり



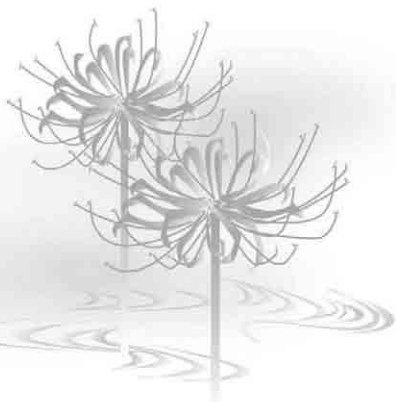
当会理事鈴木喜高様(本羽田3丁目支部長)が三月十四日ご逝去されました。享年81歳。  
鈴木理事は昭和六十年五月より本羽田2・3丁目支部長として、昭和六十二年五月からは本羽田3丁目支部長として大変ご尽力頂きました。

ここに謹んで哀悼の意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。なお、葬儀は三月二十七日に正藏院海照殿にて執り行われました。



当会元常任理事、中川幸雄様が二月二十六日ご逝去されました。享年84歳。  
中川元常任理事は、昭和五十八年五月より平成五年五月まで南蒲3支部長として大変ご尽力頂き、当会発展に貢献頂きました。

ここに謹んでお悔やみ申し上げますとともに心からご冥福をお祈り申し上げます。なお、通夜並びに告別式は三月三日・四日に本住寺朗長会館にて執り行なわれました。



# Desk Side

## デスクサイド

鉄道模型マニア(Nゲージ)の私は、デスクサイドに鉄道関係の題材にした後書きを何回か掲載させていただきましたが、今回はこの三月にJR東日本で運転開始した新幹線「はやぶさ」とJR西日本とJR九州合同の「さくら・みずほ」の魅力を一言。

まずは東北新幹線E5系「はやぶさ」。導入された最上位シート「グランクラス」は国際線ファーストクラス並みの本革やウールの上質素材を採用したシート、選任アテンダントによるサポート。東京〜新青森間を時速300km/hの3時間10分は、特別なお持て成しで鉄道の旅が味わえるとともに、快適至福なひとときが約束されて

東北新幹線E5系車両



山陽・九州新幹線新型N700系車両

### すばらしい新幹線

お次は山陽・九州新幹線に登場の新型N700系「さくら・みずほ」。寛ぎをテーマとした和の意匠、グリーン席が古代桜、指定席が朱桜、自由席が若桜で、いずれも木材があしらわれた落ち着いた空間で、新大阪〜博多間を時速300km/h、博多〜鹿児島中央間は260km/hで新大阪〜鹿児島中央間を3時間45分で走り抜けるスピード。

ビールとちくわを旅の友に、一度乗ってみたい両新幹線。私は思う「世界に誇れる日本の新幹線!!」。

〈I・H〉

※国際的には縮尺1/148、1/160で、軌間9mmの鉄道模型。原則として実物の標準軌(軌間1435mm)を軌間9mmとしたものである。日本では「Nゲージ」と呼ばれる。

〈写真〉JR・HPより

法人かまた

No.429  
平成23年5月1日発行

発行人/渡邊 正禮

発行/社団法人蒲田法人会

〒144-0052 大田区蒲田5丁目40番1号  
電話 3734-7300 FAX 3734-7399

稼働法人数

9,214社

加入法人数

3,918社

加入率

42.5%

[平成23年3月末現在]

法人会会員のみなさまに

keep moving  
forward

数多の人を繋いだ道  
これからも前進を

## これからも企業の繁栄をサポートしつづける 経営者大型総合保障制度です。

< 制度取扱会社 >

**DJIDO** 大同生命



**AIU** 保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー

<http://www.aiu.co.jp/>

東京支社 品川第一営業所/東京都品川区大崎1-6-1  
(TOC大崎ビル1号棟10F) TEL 03-3490-3161

首都圏第一営業本部/東京都港区新橋5-11-3  
(新橋住友ビル6F) TEL 03-5473-3601

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書(契約概要)・注意喚起情報・ご契約のしおり 約款を必ずごらんください。

## “北京卵めん”

業務用中華麺・手作り風中華万頭・  
餃子・春捲・シュマイ・ワンタン  
の皮及び春捲 製造販売,卸.

株式会社 **菅野製麺所**

代表取締役 菅野善男

本 社 東京都大田区西蒲田6丁目29-2

〒144-0051 T E L 03-3735-1561(代)

F A X 03-3730-0599

埼玉支社 埼玉県吉川市八子新田972

瑞穂工場 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-1-34

法人会

## 消費税期限内納付

### 推進運動

### お 願 い

会社名、代表者・住所・電話番号等の変更がございましたら蒲田法人会事務局までご連絡をお願い致します。

電話 3734-7300

## 都 税 だ よ り

【お問い合わせ先】

主税局総務部総務課相談広報係 電話03(5388)2924

—都税についてのお知らせ—

## 5月は自動車税の納期です

平成23年度の自動車税納税通知書は、5月2日(月)に発送します。

〈 納 期 限 〉 5月31日(火)

〈ご利用になれる納付方法〉

◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口  
○一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆ コンビニエンスストア

○納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。

○一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。

○ コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税をしたことを証明する大切な書類です。領収証書に日付・コンビニエンスストア名が明確に押印されているか確認してください。

◆ ATM・パソコン・携帯電話からの納付

○ペイジー対応のATM(現金自動預払機)から納付できます。

○インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の方(事前に金融機関への申し込み手続きが必要です。)はパソコンまたは携帯電話からも納付できます。金融機関により、利用できるサービスが異なりますので、詳しくはお取り引きされている金融機関へお問い合わせください。

○ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングにより納付した方にはおおむね2週間後に、はがきサイズの自動車税納税証明書(継続検査等用)を郵送します。

○領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

○システムの保守点検作業のため、毎週の日曜日午後9時から月曜日午前7時までではご利用できません。



詳しくは、主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) の「都税の納税等について」をご覧ください。

# 会社と社員の 明日の安心 一歩先へ



## 退職金制度の確立で

従業員の確保・定着化と勤労意欲の向上に寄与します。

### 制度の 特色

- 東京都所在の事業所であれば、その従業員を加入させることができます。
- 毎月の掛金支払で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- 毎月の掛金は、全額が損金または必要経費に算入できます。
- 掛金は、従業員1人につき1口1,000円で最高30口まで任意に設定できます。

### 加入者の声

#### ① (杉並区 A様)

私の会社が制度に加入して12年になります。社員も7名おります。不景気の影響で経営は厳しいですが、毎月少しずつ積み立てることができる退職金制度のお陰で、従業員にも安心して仕事してもらっています。大切な従業員のためにも、これからも継続していきたいと思っています。

#### ② (大田区 B様)

社長に言われて特退共を導入して23年になります。総務担当者として、日々資金繰りや人事管理に苦労していますが、従業員の労働環境を守っていくことの大切さを痛感しています。でも、特退共に参加していることで、その一端は実現できていると思います。

#### ③ (多摩市 C様)

私どもの会社では、今年、定年退職を迎える社員が3人おります。一度に多額の退職金を支払うのは難しい面がありますが、特退共に参加していたお陰で、資金繰りの心配もなく退職金を支払うことができます。長く支えてくれた社員への感謝の気持ちがこの退職金です。

《資料請求・お問合せは》

**TTK** 財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館  
TEL.03-3357-1641 FAX.03-3357-1642  
<http://www.tohoren-tokutaijyoo.or.jp>